

鴨川ふれあい空間について

1 これまでの鴨川府民会議における主な御意見

(1) 第22回府民会議（H25.5.30）

- ステージ設置は集客、安全管理、設備等運営のノウハウが必要。
- 良い機会であるが、演目は一定のルールと地域住民の協力が必要。
- 周囲の迷惑や鴨川の風情を損なう恐れがあるので検討してほしい。
- 京都らしく、鴨川らしいものを作ってほしい。

(2) 第23回府民会議（H25.9.6）

- ステージ設置は利用ルールの徹底など、しっかりとした管理が必要。
- 鴨川は自然のままであるべき。鴨川に必要なか疑問。
- あまりコストもかけずに社会実験を行い、問題検証したらどうか。

(3) 第24回府民会議（H25.11.18）

- 地元住民の意見を聞いて進める必要があるのではないか。
- 鴨川がパフォーマンスをするのに相応しい場所なのか疑問である。
- 現在、無秩序で行われているパフォーマンスに一定ルールを設けるのは良い。
- 京都らしさ、品格を失わずに、若者の街の文化発信ができれば良い。
- 地元住民の意見、なぜ鴨川か、具体的にどのようにするかを整理すること

2 鴨川ふれあい空間に係る考え方

京都は1200年を超える長い歴史を歩んでくる中で、素晴らしい独自の伝統・文化を育み、今も府内各地で人々の日常生活の中にその文化が根付いています。また、京都にはたくさんの大学が立地し、「学生のまち・京都」と言われるように、若者達が斬新で新しい文化をどんどん創造・発信しているという風土も持ち合わせております。

府民の皆さんが憩いの場として集う鴨川を通じて、こうした京都の持つ素晴らしい持ち味をどんどん伸ばしていくことができれば、京都の魅力をもっと高めていくことができるのではないかという思いで今回の事業に取り組んでいるものです。

鴨川は、京都市の中心市街地を流れる賑わいのある貴重なオープンスペースであることから、現在、多くの若者が音楽や踊りなど様々なパフォーマンスを、色々な場所で行っており、騒音や通行に対するご意見もお聞きしています。

かつては「歌舞伎の祖」とされる出雲の阿国が鴨川で興行したことなど、鴨川は芸能・文化などの発祥地であり、現在でも鴨川出身の著名な方もおられます。一方で、鴨川は、周囲の山並みを背景とした優れた景観と清流を持ち、歴史、伝統、文化の都である京都の街や生活と調和し、独特の風情や情緒のある心落ち着く空間でもあります。

鴨川独特の風情や情緒は大切に守っていきませんが、鴨川は多くの側面を有しており、納涼床の有る場所もあれば無い場所もあり、場所によって様々な利用がなされているこ

とから、パフォーマンスについても、見ることも含め府民の皆様が楽しめる場所があっても良いのではないかと考え、まずは、鴨川府民会議のご意見を踏まえ、7月に鴨川の通行者のアンケートを実施するとともに、8月の鴨川納涼の際、実験的に2日間ステージを設置しアンケート調査を行ったところ、約9割の方が好意的でした。

鴨川は河川であり都市公園であることから、これまでの鴨川府民会議の御意見を踏まえて、鴨川の風情や情緒との調和を図りつつ、音楽や踊りだけでなく幅広い年齢層の方々に地域に根ざした活動や京都らしい文化・芸術の発表の場・イベントを常設ではなく仮設ステージにて提供し、鴨川におけるルールやマナーの向上・啓発を行い、府民の皆様のお意見をお聞きしながら、京都らしい、鴨川らしい賑わいのある河川公園づくりを目指したいと考えています。

<活動的な面>

- 鴨川は「歌舞伎の祖」とされる出雲阿国が興行した芸術・文化の発祥地
- 江戸時代には鴨川周辺に7つの芝居小屋があるなど、芸術・文化の中心地
- 鴨川は、大都市の中心を流れる賑わいある貴重なオープンスペース
- 現在も多様なパフォーマンスを実施
- アンケート調査でも、約9割がパフォーマンスに好意的



<風情や情緒>

- 納涼床をはじめ京都らしい風情や情緒のある心の落ち着く河川空間
- 鴨川と周囲の山々とが織りなす四季の美しい景観
- 中心市街地にあって喧噪を離れた憩いの場
- 観光客にとっても、鴨川は最も京都らしい名所の一つ
- アンケート調査でも、パフォーマンスに当たっては、場所、騒音、通行者、時間の配慮が必要



<調和させるために>

- ◆鴨川らしいパフォーマンス
- ◆パフォーマンスだけでなく、地域に根ざした活動や文化・芸術の発表の場
- ◆発表の場として適した場所、適していない場所の確認
- ◆騒音、通行者、時間などを配慮・対策 など

3 今後の方向性（案）

当面、パフォーマンスや活動発表のイベント（1～2日：午後1時～5時程度）をテーマ設定の上、年間3回実施し、住民・通行者・鑑賞者へのアンケートを実施するなど幅広く意見をお聞きし、課題を検討する。その上で継続するか否かも含め対応を決める。

- ◆鴨川らしいパフォーマンスを考える。
- ◆地域に根ざした活動や文化・芸術の発表の場、情報発信スポットを考える。
- ◆発表の場として適した場所、適していない場所を考える。
- ◆鴨川でパフォーマンスを行う場合のルールやマナーの向上・啓発を考える。
- ◆鴨川でパフォーマンスを行う場合の効果的な管理・運用の検討を行う。
- ◆周辺地域や道路への影響を考える。

（1）イベントのテーマ

- 1回目のテーマ：鴨川と文化・芸術
- 2回目のテーマ：鴨川とパフォーマンス
- 3回目のテーマ：鴨川と地域

（2）仮設ステージ

- 仮設ステージは木材を用い景観に配慮したものとし、治水安全上の観点からもイベント毎に設置・撤去する。
- 鑑賞や通行スペースが確保できるようみそそぎ川上に設置する。
- 納涼床の場所、実際の活動場所、スペースなどを考慮し、三条小橋上流に設置する。



仮設ステージイメージ

(3) パフォーマンスの募集など

- 募集及び地元や文化芸術関係者の自薦他薦によるものとする。
- 安全性や騒音などの問題がなく、公序良俗に反しない範囲の活動とする。
- イベントに際し、鴨川におけるパフォーマンスのルールやマナーの啓発を行う。
- ルール・マナー等について

通行者への配慮	観客エリアを設定し、通行帯を確保するよう管理する。
音量の対策	アンプを使用しない形態での活動を原則とするが、最小限のポータブルアンプ（電池式等）に限り使用を許可
利用時間帯の遵守	午前9時～午後9時まで等の活動時間規制を行う。
ゴミ対策	利用者が責任を持って観客エリアのゴミを始末する。
販売行為	販売行為は禁止
洪水時の安全対策	大雨洪水注意報が発令されたら中止し、観客を避難
責任の所在	演技に当たっては、責任者を掲示する。

【参 考】

Q 鴨川でライブやパフォーマンスをしてよいのか。許可等は必要か。
パフォーマンスについて規制はできるのか。

A 一般利用者を阻害しないなど禁止行為を除き、自由使用の範囲で行われる限り、基本的に許可は不要です。通常的自由使用の範囲であれば規制はできません。

【京都府立都市公園条例第7条「行為の禁止」】

都市公園の利用者に対して著しくその利用を妨げ、もしくは不快の念を与え、又は危険を及ぼす恐れがある行為をすること